

# 1 組織、動員、防災関係機関

## 1-1 平塚市防災会議条例

制 定 昭和38年3月27日条例第10号

最近改正 平成26年9月25日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、平塚市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 平塚市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 神奈川県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 神奈川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 市の教育委員会の教育長
- (7) 市の消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) その他市長が必要と認めるものうちから市長が任命する者

6 前項の委員の定数は、35人以内とする。

7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

付 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

付 則 (昭和54年12月22日条例第17号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月6日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年9月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-2 平塚市防災会議運営要綱

制 定 昭和50年4月1日

最近改正 令和7年4月1日

(趣旨)

**第1条** この要綱は、平塚市防災会議条例（昭和38年条例第10号）第6条の規定に基づき、平塚市防災会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

**第2条** 会議は会長がこれを招集し、その議長となる。会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がこれにあたる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専決処分)

**第3条** 緊急を要する場合であつて、会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議にその旨を報告しなければならない。

(部会)

**第4条** 部会は、部会長がこれを招集し、その議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

**第5条** 会議の庶務は、平塚市市長室災害対策課が処理する。

(その他)

**第6条** その他必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

**附 則**

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、昭和57年3月5日から施行し、昭和55年5月10日から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成17年12月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

### 1-3 平塚市防災会議委員名簿

令和8年4月現在

No.	区分	機 関 名 称	役 職 名	住 所	電話番号
	◎	平塚市	市 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
1	○	海上保安庁湘南海上保安署	署 長	藤沢市江の島1丁目12番3号	0466-22-4999
2	○	陸上自衛隊 第4施設群	群 長	相模原市南区新戸2958	046-253-7670
3	○	神奈川県湘南地域県政総合センター	所 長	平塚市中里50-1	22-2711
4	○	神奈川県平塚土木事務所	所 長	平塚市中里50-1	22-2711
5	○	神奈川県平塚保健福祉事務所	所 長	平塚市豊原町6-21	32-0130
6	○	神奈川県企業庁平塚水道営業所	所 長	平塚市中里50-1	22-2711
7	○	神奈川県平塚警察署	署 長	平塚市西八幡1-3-2	31-0110
8	○	平塚市	副 市 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
9	○	平塚市	副 市 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
10	○	平塚市民病院	病院事業管理者	平塚市南原1-19-1	32-0015
11	○	平塚市	防災・危機 管理監	平塚市浅間町9-1	23-1111
12	○	平塚市教育委員会	教 育 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
13	○	平塚市消防本部	消 防 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
14	○	平塚市消防団	団 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
15	○	東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅	副 長	平塚市宝町1-1	22-6677
16	○	NTT東日本-南関東神奈川事業部 神奈川西営業支店	支 店 長	藤沢市朝日町1-6 NTT 藤沢ビル	0466-22-8961
17	○	東京電力パワーグリッド(株)平塚支社	支 社 長	平塚市追分1-4	0120-995-007
18	○	東京ガス(株)神奈川西支店	支 店 長	藤沢市片瀬92番地	0466-28-3751
19	○	神奈川中央交通(株)平塚営業所	所 長	平塚市田村4-5-4	55-7700
20	○	(一社)神奈川県トラック協会	センター長	横浜市港北区新横浜2丁目11番 地の1	045-471-5511
21	○	平塚市議会	議 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
22	○	平塚市議会	副 議 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
23	○	平塚市自治会連絡協議会	会 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
24	○	平塚商工会議所	副 会 頭	平塚市松風町2-10	22-2510
25	○	(一社)平塚市医師会	会 長	平塚市東豊田448-3	52-0355
26	○	(一社)平塚建設業協会	会 長	平塚市豊原町21-36	31-0687
27	○	平塚管工事業協同組合	副理事長	平塚市西八幡2-1-5	21-6398
28	○	(公社)神奈川県LPガス協会 湘南支部平塚中郡部会	部 会 長	平塚市田村1-16-45	55-9741
29	○	平塚市漁業協同組合	副組合理事	平塚市千石河岸28-13	21-0146
30	○	湘南農業協同組合	総務部長	平塚市八重咲町3-8 JA平塚ビル	93-8111
31	○	女性防災クラブ「平塚パワーズ」	会 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
32	○	西湘地域労働者福祉協議会	事務局次長	平塚市宮松町6-10	25-1187
33	○	(公社)神奈川県理学療法士会	事務局 災害対策部	横浜市西区楠町4-12	045-326-3225
34	○	社会福祉法人平塚市社会福祉協議会	会 長	平塚市追分1-43	33-1377

備考 ◎印は会長、○印は委員を表す。

## 1-4 平塚市災害対策本部条例

制 定 昭和38年3月27日条例第11号

最近改正 平成24年9月26日条例第21号

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、平塚市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任規定)

**第4条** この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-5 平塚市災害対策本部要綱

制 定 昭和50年4月1日

最近改正 令和8年4月1日

### 第1章 総 則

(趣旨)

**第1条** この要綱は、平塚市災害対策本部条例（昭和38年条例第11号）第4条の規定に基づき、平塚市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 本 部

(設置)

**第2条** 市長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策本部を設置するものとする。

- (1) 市内で震度5弱以上の地震を観測したとき。
- (2) 相模湾・三浦半島予報区に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。
- (3) 平塚市に特別警報が発表されたとき。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- (5) その他、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(組織及び分担業務)

**第3条** 本部の組織は、別表第1のとおりとする。

2 本部の分担業務は、別表第2のとおりとする。

(災害対策副本部長)

**第4条** 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長及び病院事業管理者をもって充てる。

(災害対策本部員)

**第5条** 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長が指名する職員をもって充てる。

(部長等)

**第6条** 部に部長を、班に班長、及び班員を置く。

2 部に副部長、班に副班長を置くことができる。

3 部長及び副部長、班長及び副班長は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 班員は、別表第1において、各班を構成する課に属する職員をもって充てる。ただし、本部長が指名する職員は各班配備職員として充てる。

5 部長は、上司の命を受け、部の業務を掌理し、所属部員を指揮監督する。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 班長は、上司の命を受け、班の業務を掌理し、所属班員を指揮監督する。

8 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 9 班員は、上司の命を受け、所掌業務に従事する。
- 10 副部長又は副班長が複数置かれる部の部長は、あらかじめ当該職の代理順位を定めておくものとする。

(本部会議)

**第7条** 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害応急対策についての重要な指示又は総合調整等を行うため必要があると認めるときは、災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び別表第3の部長等をもって構成する。ただし、次のいずれかに該当すると本部長が認めるときは、構成を変更することができる。

- (1) 指名する職員の出席が応急対策上必要と認められるとき。
- (2) 局所災害等で、指名する部長・副本部長等が欠席しても応急対策上支障がないと認められるとき。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に防災関係機関等の出席を求めることができる。

4 本部会議は、次の各号に掲げる事項について協議し、基本方針を決定する。

- (1) 災害応急対策の総合調整に関すること。
- (2) 県災害対策本部との協議に関すること。
- (3) 職員の配備体制及び各部班間の応援体制に関すること。
- (4) 避難情報に関すること。
- (5) 関係機関への応援要請に関すること。
- (6) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (7) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (8) 災害応急対策に要する予算及び資金に関すること。
- (9) 義援金品の募集及び配分に関すること。
- (10) その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること。

5 本部会議の運営は、統括班から本部長が指定する職員が行うものとする。

(配備体制等)

**第8条** 本部長は、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、迅速かつ強力な配備体制を整えるものとする。

2 災害状況等に対応した配備体制は、別表第4のとおりとする。

3 各部長は、別表第4の定めに基づき、配備編成計画をあらかじめ整備するものとする。

(災害対策戦略室)

**第9条** 本部長は、災害時の情報収集・分析、対策立案等を行うとともに、応急対策にかかる総合調整を行い、事態への対処を実施する場所として災害対策戦略室を設置するものとする。

2 災害対策戦略室では、統括部、秘書広報部、その他主要応急対策業務の関係部班及び応援等の関係機関の職員が一堂に会し対応にあたるものとする。

3 災害対策戦略室は、市庁舎本館302会議室に設置するものとする。ただし、市庁舎本館の被害状況等により使用できない場合は、災害対策本部を設置した代替施設に災害対策戦略室を設置する。

4 災害対策戦略室には、統括部統括班、職員・受援班、秘書広報部広報班の職員が参集し、原則常駐するものとする。その他、災害状況に応じ、危機管理監又は主要応急対策業務の関係部の部長から指名された職員（業務調整員）が参集するものとする。

5 災害対策戦略室では、次の各号に掲げる事項について対応する。

- (1) 情報収集及び共有と課題の把握
- (2) 課題解決のための対策の検討
- (3) 対策の実行に向けた各部門及び関係機関との調整
- (4) 対策の活動管理
- (5) その他、応急対策上必要な事項  
(各部の相互協力)

**第10条** 災害応急対策を効率的に実施するため、各部は、要員の機動的な活用を図るなど相互協力するものとする。

(指定避難所の応援体制)

**第11条** 被災者に対する救援体制の強化及び指定避難所の機能維持を図るため、必要に応じて災害対策本部における応援体制を確立し、避難所配備職員の増強又は交替を行うものとする。

(緊急参集時の指揮の代行)

**第12条** この要綱又は別に定める配備編成計画により災害応急対策活動の指揮を執る者として、職員が参集するまでの間は、緊急参集者のうち上席の者がその職務を代行する。

#### 附 則

この要綱は、平成8年4月17日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成8年10月8日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年3月20日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年11月10日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年1月19日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

**附 則**

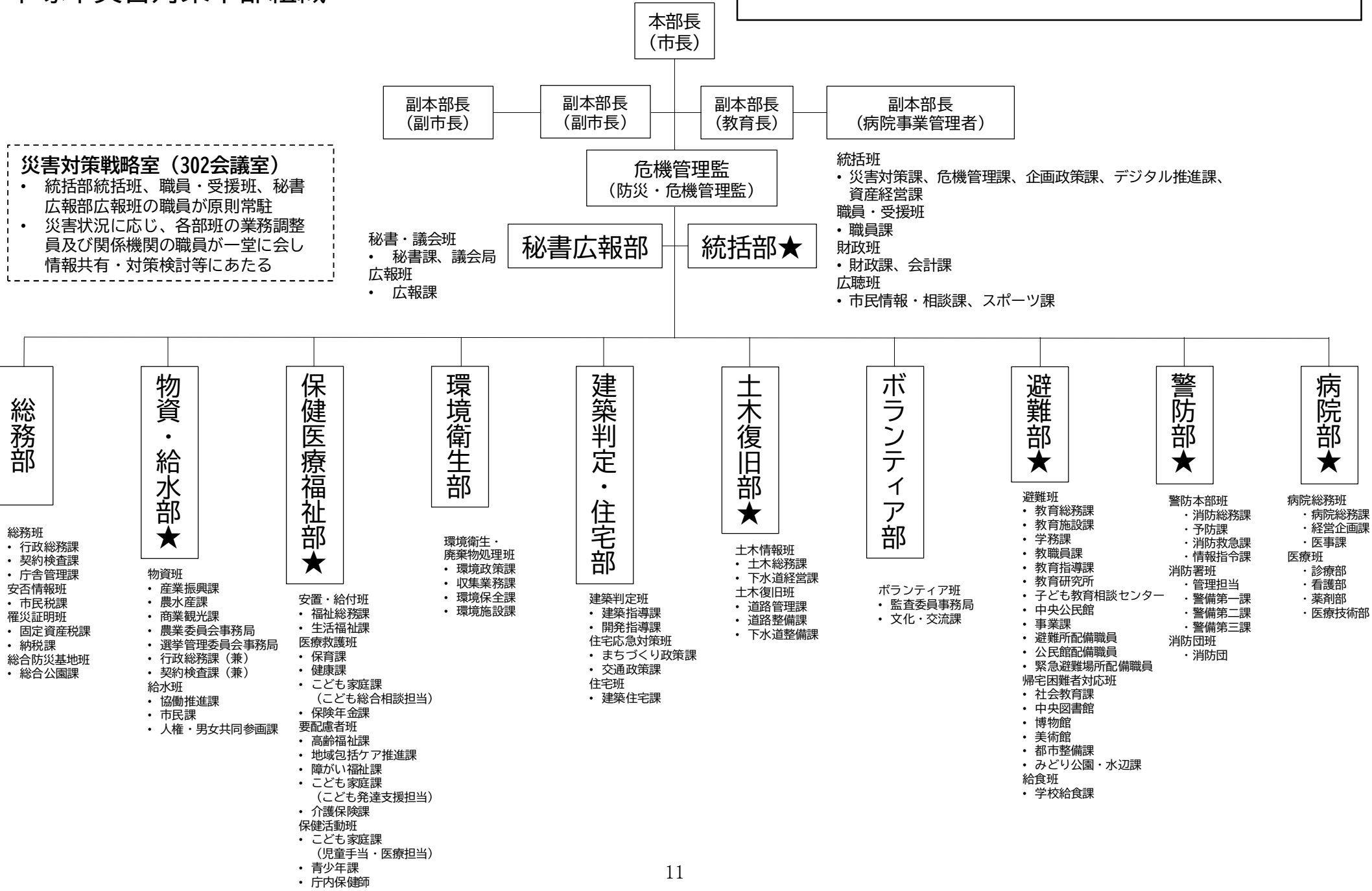
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

# 別表1 (第3条、第6条関係) 平塚市災害対策本部組織

- 災害対策本部の機能が著しく低下し、発災当初における集中的な災害対応が必要となった場合には、(★)の部班の業務を優先業務とし、全庁の総力を当てるものとする。
- 避難所の運営においては、必要に応じて災害対策本部における応援体制を確立する。



別表第2（第3条、第6条関係）  
平塚市災害対策本部分担業務

部	部長	班	班長	分担業務
<p>「部長」欄の◎印は部長、○印は副部長を、「班長」欄の◎印は班長、○印は副班長をそれぞれ表す。 災害対策本部の機能が著しく低下し、発災当初における集中的な災害対応が必要となった場合には、 ★の部班の業務を優先業務とし、全庁の総力を当てるものとする。</p>				
各部共通事項				<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の職員の動員、配備等に関する事。</li> <li>2 各部及び部内の連絡調整に関する事。</li> <li>3 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 部に関する情報収集、調査及び災害資料の作成等に関する事。</li> <li>5 風水害等の発生のおそれがある場合における各部対応に関する事。</li> <li>6 所管施設及び設備の被害状況調査及び取りまとめに関する事。</li> <li>7 平常業に関する事項の状況調査及び取りまとめに関する事。</li> <li>8 他部の応援に関する事。</li> <li>9 各業務の応援職員の要請・受入れに関する事。</li> <li>10 各業務の実施に必要な資機材の調達に関する事。</li> <li>11 応急対策特命に関する事。</li> </ol>
統括部★	◎防災・危機管理監 ○企画政策部長 ○企画政策部デジタル推進担当部長	統括班	◎災害対策課長 ○危機管理課長 ○企画政策課長 ○デジタル推進課長 ○資産経営課長	<p>統括係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置及び運営に関する事。</li> <li>2 本部長・副本部長からの命令及び伝達に関する事。</li> <li>3 本部長・副本部長への助言、補佐に関する事。</li> <li>4 本部会議に関する事。</li> <li>5 応急処の方針の作成に関する事。</li> <li>6 災害取りまとめ報の作成に関する事。</li> <li>7 災害対策戦略室の指揮統制に関する事。</li> <li>8 応急対策全般の総合調整に関する事。</li> <li>9 災害救助法の適用要請及び自衛隊の応援要請に関する事。</li> <li>10 国及び県、関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>11 国及び県への要望の収集・取りまとめに関する事。</li> </ol> <p>情報係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係機関等からの被害状況の収集に関する事。</li> <li>2 各部が収集した被害状況の取りまとめに関する事。</li> <li>3 気象情報の収集に関する事。</li> <li>4 ライフライン情報の収集に関する事。</li> <li>5 その他、各種情報（対応状況を除く）の収集に関する事。</li> </ol> <p>対策調整係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急処の方針の作成補佐に関する事。</li> <li>2 災害対応計画の作成に関する事。</li> <li>3 自衛隊災害派遣要請の調整に関する事。</li> <li>4 防災関係機関への協力要請に関する事。</li> <li>5 防災行政無線等の各種媒体による災害情報の伝達に関する事。</li> <li>6 各部の対応状況等の情報収集・取りまとめに関する事。</li> <li>7 各部・関係機関の対策にかかる総合調整に関する事。</li> </ol>

部	部長	班	班長	分担業務
		職員・受援班	◎職員課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>職員（再任用職員、パートタイム会計年度任用職員を含む。）の招集及び配備に関する事。</li> <li>被災職員に関する事。</li> <li>職員及び応援職員等の健康管理に関する事。</li> <li>職員の公務災害補償に関する事。</li> <li>時間外勤務に関する事。</li> <li>職員等の食料の確保及び勤務の支援に関する事。</li> <li>応急対策職員派遣制度にかかる応援職員要請、受入れの総合調整に関する事。</li> <li>その他、公的機関からの人的応援状況の把握、取りまとめに関する事。</li> </ol>
		財政班	◎財政課長 ○会計課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>義援金の受入れ及び配分に関する事。</li> <li>義援金の出納及び保管に関する事。</li> <li>災害救助法に基づく求償に関する事。</li> <li>災害関係予算の執行手続に関する事。</li> <li>災害関係予算の配当に関する事。</li> <li>災害関係予算の出納に関する事。</li> </ol>
		広聴班	◎市民情報・相談課長 ○スポーツ課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>臨時電話対応及び臨時市民相談に関する事。</li> </ol>
秘書・広報部	◎市長室長 ○議会議長	秘書・議会班	◎秘書課長 ○議会議次長	<ol style="list-style-type: none"> <li>本部長及び副本部長の秘書に関する事。</li> <li>国及び県への要望の提出に関する事。</li> <li>視察、見舞、調査等来訪者の受入に関する事。</li> <li>議会関係の要望等の取りまとめに関する事。</li> </ol>
		広報班	◎広報課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>住民への災害予報、災害状況等の広報に関する事。</li> <li>報道機関への災害情報、生活情報等の提供に関する事。</li> <li>ライフライン等の生活情報の収集伝達に関する事。</li> <li>被災状況の写真撮影等記録に関する事。</li> <li>湘南ケーブルネットワーク（株）及び（株）湘南平塚コミュニティ放送との連絡調整に関する事。</li> </ol>
総務部	◎総務部長	総務班	◎行政総務課長 ○契約検査課長 ○庁舎管理課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>本部活動用電話、事務機器等の仮設に関する事。</li> <li>車両の調達及び管理に関する事。</li> <li>緊急通行車両の確認の申出に関する事。</li> <li>公共施設の応急対応及び使用に関する事。</li> </ol>
		安否情報班	◎市民税課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>安否情報の収集及び整理に関する事。</li> <li>安否情報の照会対応に関する事。</li> <li>安否情報にかかる警察等との連絡調整に関する事。</li> </ol>
		罹災証明班	◎固定資産税課長 ○納税課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>建物の被害調査及び取りまとめに関する事。</li> <li>被災者の世帯構成等の把握に関する事。</li> <li>罹災証明の発行に関する事。</li> </ol>

部	部長	班	班長	分担業務
		総合防災基地班	◎総合公園課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域応援活動拠点（県指定）に関する事。</li> <li>2 総合防災基地における応援部隊等の受入、宿営等に関する事。</li> <li>3 応援自治体職員等の宿泊施設の管理に関する事。</li> </ol>
物資・給水部★	◎産業振興部長 ○市民部長	物資班	◎産業振興課長 ○農水産課長 ○商業観光課長 ○農業委員会事務局長 ○選挙管理委員会事務局長 ○行政総務課長（兼務） ○契約検査課長（兼務）	（物資本部関係） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 プッシュ型支援物資の受入調整に関する事。</li> <li>2 各種物資の調達に関する事。</li> <li>3 物資輸送用車両（公用車を除く）の調達及び管理に関する事。</li> <li>4 運輸関係機関等への協力要請・連絡調整に関する事。</li> <li>5 避難所等の物資ニーズの集約及び整理に関する事。</li> <li>6 備蓄物資及び受入物資の配分計画に関する事。</li> </ol> （物資対応関係） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域内輸送拠点の設置・運営に関する事。</li> <li>2 備蓄倉庫内の備蓄品の払出しに関する事。</li> <li>3 物資の受入れ、保管・在庫管理に関する事。</li> <li>4 避難所等へ配送する物資の仕分けに関する事。</li> <li>5 物資の避難所等への配送に関する事。</li> </ol> （海上輸送基地） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁港及び海上輸送に関する事。</li> </ol>
		給水班	◎協働推進課長 ○市民課長 ○市民課マイナンバーカード交付担当課長 ○人権・男女共同参画課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水活動に関する事。</li> <li>2 水道営業所等関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 他団体等からの応援給水に関する事。</li> </ol>
保健医療福祉部★	◎福祉部長 ○健康・こども部長	安置・給付班	◎福祉総務課長 ○生活福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事。</li> <li>2 日本赤十字社との連絡調整に関する事。</li> <li>3 遺体の搬送・収容・安置及び処理・埋火葬等に関する事。</li> </ol>
		医療救護班	◎保育課長 ○健康課長 ○こども家庭課長 ○保険年金課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急医療及び助産活動に関する事。</li> <li>2 人的被害状況の把握に関する事。</li> <li>3 医療機関等の被害状況の把握に関する事。</li> <li>4 県及び関係医療機関との連絡調整及び救急医療情報に関する事。</li> <li>5 医師会等の連絡調整に関する事。</li> <li>6 災害時地域医療機関・臨時救護所の開設及び運営に関する事。</li> <li>7 医療機関への燃料・水・物資等の支援調整に関する事。</li> <li>8 日本赤十字社との連絡調整に関する事。</li> </ol>

部	部長	班	班長	分担業務
		要配慮者班	◎高齢福祉課長 ○地域包括ケア推進課長 ○障がい福祉課長 ○介護保険課長	1 要配慮者支援に関すること。 2 福祉避難所及び二次的避難施設への受入れ、搬送調整に関すること。 3 福祉避難所への入所管理、福祉用具等の調達要請及び運営ボランティア等の受入れ調整など、福祉避難所の運営に関すること。 4 DWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣要請に関すること。 5 福祉施設の被害状況の把握に関すること。 6 福祉施設等への支援に関すること
		保健活動班	◎健康課担当課長 ○青少年課長	1 避難所等の巡回に関すること。 2 災害関連死防止にかかる各種対策に関すること。 3 被災者の健康管理に関すること。 4 DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、DWA T（災害派遣福祉チーム）等の専門チームとの連絡調整に関すること。
環境衛生部	◎環境部長	環境衛生・廃棄物処理班	◎環境政策課長 ○収集業務課長 ○環境保全課長 ○環境施設課長 ○環境施設課施設管理担当課長	1 被災地の防疫等保健衛生に関すること。 2 被災地の鼠族、昆虫等の駆除に関すること。 3 被災地のし尿の収集処理及び仮設トイレに関すること。 4 野犬等の回収に関する保健福祉事務所等との連絡調整に関すること。 5 被災地のごみの収集及び災害廃棄物等の処理に関すること。 6 業者等との連絡調整に関すること。 7 避難所との連絡調整に関すること。 8 D. W a s t e - N e t（災害廃棄物処理支援ネットワーク）との連絡調整に関すること。
建築判定・住宅部	◎まちづくり政策部長 ○都市整備部長	建築判定班	◎建築指導課長 ○開発指導課長	1 建築物応急危険度判定に関すること。 2 被災宅地危険度判定に関すること。 3 建築相談及び住宅金融支援機構等の融資制度に関すること。 4 開発事業に伴う災害復旧の指導に関すること。 5 建築基準法に定める仮設建築物等の建築に関すること。
		住宅応急対策班	◎まちづくり政策課長 ○交通政策課長	1 建造物の危険箇所の点検及び安全確保に関すること。 2 倒壊建造物の解体撤去等に関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 被災後の都市計画及び復興計画に関すること。
		住宅班	◎建築住宅課	1 仮設住宅用地の確保及び調整に関すること。 2 仮設住宅の建設に関すること。 3 市営住宅等の公共施設の応急修理に関すること。 4 仮設住宅の管理及び入居者の決定に関すること。 5 被災者の住宅入居相談に関すること。

部	部長	班	班長	分担業務
土木復旧部★	◎土木部長	土木情報班	◎土木総務課長 ○下水道経営課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋りょう及びトンネルの被害状況調査に関すること。</li> <li>2 交通支障箇所の情報収集に関すること。</li> <li>3 県及び市が指定する緊急輸送路に関すること。</li> <li>4 交通規制に係る警察等関係機関との調整に関すること。</li> <li>5 河川、下水道の被害状況調査及び液状化被害の情報収集に関すること。</li> <li>6 下水道に係る市民への情報伝達に関すること。</li> </ol>
		土木復旧班	◎道路管理課長 ○道路整備課長 ○下水道整備課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋りょう及びトンネルの応急復旧に関すること。</li> <li>2 道路、橋りょう及びトンネルの通行止め、迂回、通行制限等に関すること。</li> <li>3 災害救助法に基づく障害物の除去に関すること。</li> <li>4 がけ崩れ等の応急措置に関すること。</li> <li>5 河川、下水道等危険箇所の警戒及び防御に関すること。</li> <li>6 河川、下水道等の応急復旧に関すること。</li> <li>7 内水排除及び水防活動に関すること。</li> <li>8 支援団体の指導及び監督に関すること。</li> </ol>
ボランティア部	◎監査委員事務局長	ボランティア班	◎監査委員事務局長 ○文化・交流課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ボランティアセンターに関すること。</li> <li>2 災害多言語支援センターに関すること。</li> <li>3 災害中間支援組織との連絡調整に関すること。</li> <li>4 ボランティア関係団体等との情報共有会議に関すること。</li> </ol>

部	部長	班	班長	分担業務
避難部★	避難部共通事項			1 避難所及び避難所以外（公園・空地等）の避難者の情報収集に関すること。 2 避難者の生活環境整備に関すること。 3 避難者への情報提供に関すること。
	◎教育総務部長 ○学校教育部長 ○社会教育部長 ○公営事業部長 ○都市整備部駅周辺地区整備担当部長	避難班	◎教育総務課長 ○教育施設課長 ○学務課長 ○教職員課長 ○教育指導課長 ○教育指導課学校安全担当課長 ○教育研究所長 ○子ども教育相談センター所長 ○中央公民館長 ○事業課長  ≪避難所配備職員≫ ≪公民館配備職員≫ ≪緊急避難場所配備職員≫	1 避難者支援の統括に関すること。 2 文教関係義援金品の配分に関すること。 3 応急教育及び被災児童生徒に対する教科書及び学用品の給付に関すること。 4 所管施設の応急利用に関すること。  ≪避難所配備職員≫ 1 避難所の開設及び運営に関すること。 2 避難所における防災資機材の貸出しに関すること。 3 避難所等における必要物資の取りまとめ、要請、受入れ及び配分の調整に関すること。 4 避難所等における給水に関すること。 5 学校、消防団及び自主防災組織等との連絡調整に関すること。  ≪公民館配備職員≫ 1 局所災害時の避難者及び自主避難者の受入れ及び運営に関すること。 2 風水害時の指定緊急避難場所（公民館）の開設及び運営に関すること。  ≪指定緊急避難場所配備職員≫ 1 指定緊急避難場所の開設及び運営に関すること。
			◎社会教育課長 ○中央図書館長 ○博物館長 ○美術館長 ○都市整備課長 ○みどり公園・水辺課長	1 帰宅困難者用一時滞在施設の開設に関すること。 2 鉄道事業者等及び一時滞在施設管理者との連絡調整に関すること。 3 帰宅困難者への情報提供に関すること。
			◎学校給食課長	1 被災者等への給食及び調理に関すること。 2 給食施設がある学校との連絡調整に関すること。

部	部長	班	班長	分担業務
警防部★	◎消防長	警防本部班	◎消防救急課長 ○消防総務課長 ○予防課長 ○情報指令課長	1 消防職員及び消防団員の招集、配備に関する事 2 被災職員に関する事。(消防職員及び消防団員に限る。) 3 消防職員及び消防団員の公務災害補償に関する事。 4 警防本部の運営に関する事。 5 消防応援に関する事。 6 災害情報・被害情報の把握、分析に関する事。 7 その他平塚市警防規程に定める事項に関する事。
		消防署班	◎消防署長 ○警備第一課長 ○警備第二課長 ○警備第三課長	1 災害の警戒及び鎮圧に関する事。 2 被災者の救出・救護・捜索及び搬送に関する事。 3 避難誘導に関する事。 4 消防署部隊の運用に関する事。 5 被害の原因及び調査に関する事。 6 その他平塚市警防規程に定める事項に関する事。
		消防団班	◎消防団長 ○副団長	1 災害の警戒及び鎮圧に関する事。 2 被災者の救護に関する事。 3 避難誘導に関する事。 4 その他平塚市警防規程に定める事項に関する事。
病院部★	◎病院事務局長	病院総務班	◎病院総務課長 ○経営企画課長 ○医事課長	1 医療関係業者との連絡調整及び医薬品、医療機材等の調達に関する事。 2 県下自治体病院の相互応援に関する事。 3 支援協力病院等の連絡調整に関する事。 4 患者の受入れに関する事。 5 医事関係諸証明等に関する事。 6 院内外の情報連絡体制に関する事。
		医療班	◎副病院長 ○診療部長 ○看護部長 ○薬剤部長 ○医療技術部長	1 既入院患者及び緊急患者の治療、看護及び助産に関する事。 2 緊急患者救護のための医師、看護師等の派遣及び医療活動に関する事。 3 一般外来患者の医療活動に関する事。 4 感染症患者の治療及び看護に関する事。 5 DMAT(災害派遣医療チーム)との連絡調整に関する事。

### 別表第3（第7条関係）

#### 平塚市災害対策本部会議構成

- (1) 本部長（市長）
- (2) 副本部長（副市長）
- (3) 副本部長（副市長）
- (4) 副本部長（教育長）
- (5) 副本部長（病院事業管理者）
- (6) 危機管理監（防災・危機管理監）兼 統括部長
- (7) 統括部副部長（企画政策部長）
- (8) 統括部副部長（企画政策部デジタル推進担当部長）
- (9) 秘書広報部長（市長室長）
- (10) 秘書広報部副部長（議会局長）
- (11) 総務部長（総務部長）
- (12) 物資・給水部長（産業振興部長）
- (13) 物資・給水部副部長（市民部長）
- (14) 保健医療福祉部長（福祉部長）
- (15) 保健医療福祉部副部長（健康・こども部長）
- (16) 環境衛生部長（環境部長）
- (17) 建築判定・住宅部長（まちづくり政策部長）
- (18) 建築判定・住宅部副部長（都市整備部長）
- (19) 土木復旧部長（土木部長）
- (20) ボランティア部長（監査委員事務局長）
- (21) 避難部長（教育総務部長）
- (22) 避難部副部長（学校教育部長）
- (23) 避難部副部長（社会教育部長）
- (24) 避難部副部長（公営事業部長）
- (25) 避難部副部長（都市整備部駅周辺地区整備担当部長）
- (26) 消防部長（消防長）
- (27) 病院部長（病院事務局長）

※ 次のいずれかに該当すると本部長が認めるときは、構成を変更することができる。

(1) 指名する職員の出席が応急対策上必要と認められるとき。

(2) 局所災害等で、指名する部長・副部長等が欠席しても応急対策上支障がないと認められるとき。

※ 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に防災関係機関等の出席を求めることができる。

別表第4（第8条関係）

平塚市災害対策本部配備体制 地震・風水害等

配備区分	配備基準		配備内容
	地震	風水害・火山災害等	
事前配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表されたとき</li> <li>※（調査中）が発表されたときは統括班を配備し情報収集を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無し（風水害警戒本部による対応）</li> <li>無し（火山災害警戒本部による対応）</li> </ul>	<p>【地震】</p> <p>発生した南海トラフ地震の評価及び各種対策検討をするために配備編成計画で予め定めた職員（自動配備）</p> <p>【風水害等】</p> <p>無し（風水害警戒本部等による対応）</p>
1号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で震度4以下の地震を観測し、被害の発生又は発生するおそれがあるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>局所災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</li> <li>特別警報が発表されたとき</li> </ul>	<p>小規模又は局所災害に対し、応急対策が即時に実施できる体制として配備編成計画で予め定めた職員（動員による配備）</p>
2号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で震度5弱の地震を観測したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>局地的災害が発生し、さらに被害が拡大し又は拡大のおそれがあるとき</li> </ul>	<p>災害応急対策が即時に実施できる体制</p> <p>（地震：平塚市職員定数条例に規定する職員（正規職員及び常時勤務する再任用職員）は自動配備）</p> <p>（風水害等：動員による配備）</p>
3号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で震度5強以上の地震を観測したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域にわたり災害が発生し、又は、局地的災害で本部の全活動力を必要とするとき。</li> </ul>	<p>全職員を配備し、災害応急対策が即時に実施できる体制</p> <p>（地震：全職員自動配備）</p> <p>（風水害等：動員による配備）</p>

ただし、津波警報、大津波警報が発表された際は一部の職員の配備（参集）先を変更するものとする。

津波（市内で震度4以下の地震を観測し津波警報等が発表された場合）

配備区分	配備基準		配備内容
	津波		
津波注意報配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>相模湾・三浦半島予報区に津波注意報が発表され、被害が発生し又は発生のおそれがあるとき</li> </ul>		<p>1m未満の津波（津波注意報）に対し、応急対策が即時に実施できる体制として配備編成計画で予め定めた職員（対象者は自動配備）</p>
津波警報配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>相模湾・三浦半島予報区に津波警報が発表されたとき</li> </ul>		<p>1m以上3m未満の津波（津波警報）に対し、応急対策が即時に実施できる体制として配備編成計画で予め定めた職員（対象者は自動配備）</p>
大津波警報配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>相模湾・三浦半島予報区に大津波警報が発表されたときとする。</li> </ul>		<p>3m以上の大津波（大津波警報）に対し、応急対策が即時に実施できる体制として配備編成計画で予め定めた職員</p> <p>※配備（参集）先が津波浸水想定区域内に所在する職員は本館に配備（対象者は自動配備）</p>

## 1-6 平塚市地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則

この細則は、平塚市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に定める職員の動員・配備体制等の取扱いに関し、細部に係る必要な事項を定める。

### 1 動員・配備の対象職員

災害時における職員の動員、配備の対象職員(以下「職員」という。)は次のとおりとする。

- (1) 平塚市職員定数条例に規定する職員(正規職員及び常時勤務する再任用職員)
- (2) 地方公務員法に規定される再任用職員(再任用短時間勤務職員)
- (3) 地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員(月額報酬で支給する職員)

### 2 動員・配備の基準及び内容

- (1) 職員の動員、配備の基準及び内容は別表第1のとおりとする。
- (2) 参集時の状況判断

ア 上記基準により職員が参集する場合において、職員・家族の負傷若しくは住家の被害又は交通遮断等のやむを得ない状況により即時参集することが困難な職員は、それらの状況の推移を待って、自己の判断により速やかに参集するものとする。

イ この場合、職員は参集が長期にわたり不可能とおもわれるとき等は、可能な手段をもって所属の班長に連絡するものとする。

### 3 参集時の留意事項

上記動員の基準により、職員が参集するに際して留意すべき事項は次のとおりとする。

#### (1) 服装及び携行品

ア 応急活動に便利で安全な服装(防災服のある者は防災服)とし、必要な用具をできる限り携行するものとする。

イ この場合、災害の発生時間又は規模等の状況によっても異なるので、服装及び携行品に関しては、上記趣旨を踏まえた中で、個々の職員が判断するものとする。

#### (2) 参集途上の緊急措置

ア 職員は、参集途上において火災又は人身事故に遭遇したときは、可能な範囲内で緊急措置を行うとともに、消防・警察又は最寄りの避難所に通報した後、参集する。

イ この場合の「可能な範囲内での緊急措置」とは、速やかに参集し自己の本来の任務につくことを優先することを原則に、必要最小限の措置(例えば、火災の発見や即時救助を必要とする人身事故に遭遇した際の付近住民等への通報又は救助要請等)とする。

#### (3) 被害状況等の報告

職員は、参集途上において被害状況や災害情報の収集に努め、参集後、班ごとに神奈川県災害情報管理システムのクロノロジーへ入力する。同システムが使用できない場合は、所属の班長又は業務調整員を通じて報告する。

### 4 従事する業務

職員が従事する業務の範囲は次のとおりとする。

なお、個々具体的な業務の内容は、平塚市地域防災計画及び平塚市災害対策本部要綱の定めに基づき、災害対策本部の部又は班において別に定める。

#### (1) 各部・班の職員

原則として、各職員が所属する部・班の行う業務に従事する。ただし、他部への応援、特命事項従事等の指示がある場合は、その業務に従事する。

#### (2) 現業職員

現業職員は、各職員が所属する部・班の行う業務に従事することを原則とする。ただし、他部への応援等の指示がある場合は、その業務に従事する。

なお、給食調理員については、委託業者職員と協力し、次のとおり実施する。

##### ア 学校給食センターの給食調理員等

避難部給食班に属し、炊出し等の業務に従事する。また、委託業者職員を除く学校給食

センターの給食調理員等は、その業務が終了したときは、避難部避難班の業務である避難所の運営等の業務に従事する。

#### イ 単独校の給食調理員

避難部給食班に属し、単独校にて炊き出し等の業務に従事するが、共同調理場の炊出し等の業務支援を優先する。また、委託業者職員を除く単独校の給食調理員は、その業務が終了したときは、避難部避難班の業務である避難所の運営等の業務に従事する。

### 5 従事時間

災害の状況によって異なるので一概に規定はできないが、原則として次のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 第1～第2対応期（発災～3日以内）における従事時間

第1～第2対応期における従事時間は、混乱期の特殊性から、平常時における勤務時間の割振りにかかわらず必要な時間従事するものとする。ただし、所属の班長は職員に対し、可能な限り休憩、仮眠時間又は交代要員の確保等、職員の健康管理に配慮するものとする。

#### (2) 第3対応期以降（3日～）における従事時間

上記(1)が過ぎ、業務が比較的安定してきた場合には、可能な範囲で平常時の勤務体制へ移行するものとする。

#### (3) 従事時間の管理

所属の班長は、統括部職員・受援班（職員課）の指示により、所属職員の従事時間を把握し、必要に応じて報告する。

### 6 従事職員の健康管理

業務を行うにあたり、特に災害応急対応が長期化する場合は、これらの業務に従事する職員の健康管理について十分配慮するものとする。

なお、職員の健康保持と過度の負担の軽減策として、当面次の措置をとるものとする。

- (1) 特定の部署又は職員に過度の負担がかかることのないよう、特に職員配備の管理を徹底し、その配備の流動化を図る
- (2) 応急対策職員派遣制度、相互応援協定自治体、防災関係民間団体、ボランティア、自主防災組織及び教職員等の協力体制を整備、充実し、職員のみへの対応の限界を補完する。
- (3) 職員の待機、休憩（仮眠）用施設として、中央公民館、勤労会館等を指定する。

### 7 その他配慮を必要とする職員

上記各項に定めるものの他、配慮を必要とする職員の業務内容等については次のとおり取り扱う。

#### (1) 業務内容

個々職員の業務分担の割振り又は指示にあたっては、職員の身体的特徴や家庭環境等に配慮するものとする。

#### (2) 動員、従事時間等

原則として、上記「2 動員・配備の基準」及び「5 従事時間」とするが、次に該当する職員については、勤務時間外の動員又は業務従事は、本人からあらかじめ所属の班長に申し出があった場合は免除することができる。（所属の班長は職員班長に報告する。）

ア 妊娠中の者

イ 満1歳に満たない子を有する者

ウ 介護を要する家族を有する者

エ その他特別の事情を有する者でやむを得ないと認められる者

### 8 地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員（月額報酬で支給する職員）

上記各項に定めるものの他、地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員（月額報酬で支給する職員）の業務内容等については次のとおり取り扱う。

#### (1) 業務内容

各職員が所属する部・班の行う業務に従事する。

#### (2) 従事時間等

地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員（月額報酬で支給する職員）が業

務に従事する時間は、平常時に割振られた所定の勤務時間内とする。

ただし、大規模な災害等の場合で必要と認めるときは、その者の同意を得て、所定の時間を超えて業務に従事させることができる。

(3) 市民窓口センターの地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員(月額報酬で支給する職員)

市民課と公民館を兼務する市民窓口センターの地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員(月額報酬で支給する職員)は、公民館の地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員(月額報酬で支給する職員)として「避難部」の業務に従事する。ただし、災害の状況等により必要なときは、「物資・給水部」の業務に従事する。

## 9 給与、公務災害補償等の取扱い

業務に従事する職員の給与及び公務災害補償等の取扱いは次のとおりとする。

(1) 時間外勤務手当

災害対策業務に従事した職員に対する時間外勤務手当の支給等に関しては、給与に関する条例等の定めるところによる。

(2) 公務災害補償

災害対策業務従事中の負傷等職員の災害補償については、現行の公務災害補償等の制度を適用する。

## 10 その他

この細則に定める事項以外に新たに定めるべき事例が生じた場合には、必要に応じて職員組合等関係機関と協議し決定する。

## 11 施行

この細則は、平成8年6月5日から施行する。

この細則は、平成8年10月1日から施行する。

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

この細則は、平成25年1月1日から施行する。

この細則は、平成27年3月27日から施行する。

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、平成30年1月16日から施行する。

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

この細則は、令和3年1月19日から施行する。

この細則は、令和5年1月1日から施行する。

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

この細則は、令和8年5月19日から施行する。

## 別表第1（2 動員、配備の基準及び内容）

### 警戒体制等の動員配備基準

No.	項目	配備基準	配備の目的	配備（参集）職員	配備方法
1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	報収集及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）の発表への対応準備	統括部統括班の一部職員（災害対策課職員）	動員
2	地震	市内で震度4以下の地震を観測し災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき	情報収集、応急対策業務の実施及び災害対策本部設置の対応準備	各部隊で予め定めた職員	動員
3	風水害警戒本部	平塚市水防体制表による			
4	火山災害警戒本部	富士山と箱根山で噴火警戒レベル3以上の噴火警報が発表	情報収集、応急対策業務の実施及び災害対策本部設置の対応準備	【火山災害警戒本部】 各部隊で予め定めた職員	動員

### 災害対策本部（地震）の動員配備基準

No.	項目	配備基準	配備の目的	配備（参集）職員	配備方法
1	災害対策本部 事前配備	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき	発生した地震の評価及び各種対策検討	各部隊で予め定めた職員	自動
2	災害対策本部 1号配備	市内で震度4以下の地震を観測し、被害の発生又は発生するおそれのあるとき	小規模又は局所災害に対する応急対策の即時実施	各部隊で予め定めた職員	動員
3	災害対策本部 2号配備	市内で震度5弱の地震を観測したとき	災害応急対策の即時実施	平塚市職員定数条例に規定する職員（正規職員及び常時勤務する再任用職員）	自動
4	災害対策本部 3号配備	市内で震度5強以上の地震を観測したとき	災害応急対策の即時実施	全職員	自動

※津波警報、大津波警報が発表された際は一部の職員の配備（参集）先を変更するものとする

災害対策本部（津波）の動員配備基準

No.	項目	配備基準	配備の目的	配備（参集）職員	配備方法
1	津波注意報	相模湾・三浦半島予報区に <b>津波注意報</b> が発表され被害が発生し又は発生のおそれがあるとき	1メートル未満の津波（津波警報）に対する応急対策の実施	各各班が予め定めた職員	自動
2	津波警報	相模湾・三浦半島予報区に <b>津波警報</b> が発表されたとき	1メートル以上3メートル未満の津波（津波警報）に対する応急対策の実施	各各班が予め定めた職員	自動
3	大津波警報	相模湾・三浦半島予報区に <b>大津波警報</b> が発表されたとき	3メートル以上の大津波（大津波警報）に対する応急対策の実施	各各班が予め定めた職員	自動

※配備（参集）先が津波浸水想定区域内に所在する職員は本館に配備

災害対策本部（風水害・火山災害等）の動員配備基準

No.	項目	配備基準	配備の目的	配備（参集）職員	配備方法
1	災害対策本部 1号配備	局所災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 平塚市に特別警報が発表されたとき	小規模又は局所災害に対する応急対策の即時実施	各各班が予め定めた職員	動員
2	災害対策本部 2号配備	局地的災害が発生し、さらに被害が拡大し又は拡大のおそれがあるとき	災害応急対策の即時実施	平塚市職員定数条例に規定する職員（正規職員及び常時勤務する再任用職員）	動員
3	災害対策本部 3号配備	市内全域にわたり災害が発生し、又は、局地的災害で本部の全活動力を必要とするとき	災害応急対策の即時実施	全職員	動員

## 1-7 神奈川県

令和8年1月現在

### 1 防災主管課 代表番号 045-210-1111

局名	課名	グループ名	電話番号 FAX番号	防災行政 通信網	住所	
くらし 安全 防災局	総務室	総務経理グループ	045-210-3414 045-210-8829		〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	
		企画調整グループ	045-210-3418 045-210-8829			
	危機管理 防災課	情報通信グループ		045-210-3441 045-210-8829		3422 3423 3424
			調整グループ	045-210-3425 045-210-8829		3425 3579
			応急対策グループ	045-210-3430 045-210-8829		3427 3581
		訓練指導グループ		045-210-3433 045-210-8829		3428 3582
			企画グループ	045-210-5945 045-210-8829		3426 3580
		消防 保安課	企画グループ	045-210-3444 045-210-8829		3429 3583
	消防グループ			045-210-3436 045-210-8829		3430 3584
			LPガス・火薬・電気 グループ	045-210-3475 045-210-8830		
	高圧ガス・コンビナ ートグループ		045-210-3489 045-210-8830			
	くらし 安全 交通課	企画グループ		045-210-3552 045-210-8953		3431 3585
			推進グループ	045-210-3520 045-210-8953		

		横浜駐在事務所	045-312-1121 (内線 3431) 045-311-4755		
消費 生活課		企画グループ	045-312-1121 (2621～2、2643、 2653) 045-312-3506	3586 3587	〒221-0835 横浜市 神奈川区鶴屋町 2-24-2
		指導グループ	045-312-1121 (2630～3)		
		消費者教育推進 グループ	045-312-1121 (2610、2640～ 2)		
		相談第一グループ	045-312-1121 (2650～2)		
		相談第二グループ	045-312-1121 (2660～2)		
温泉地学 研究所			0465-23-3588 0465-23-3589	2622 2623 2624	〒250-0031 神奈川県小田原市入生 田 586
総合防災 センター			046-227-0001 046-227-0027	3643 3743	〒243-0026 神奈川県厚木市下津古 久 280
休日・夜間 の気象予 報	当直員		045-210-3456 045-201-6409	3400 3401 3501 3502	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

## 2 市内県出先関係機関

機関名	部・課名	電 話 F A X	防災行政 通信網	住所
湘南地域県政総合センター	県民・防災課	0463-45-3150 0463-45-3285	3611 3711	〒254-0054 平塚市中里 50-1
平塚保健福祉事務所	管理課	0463-32-0130 0463-35-4025	2631	平塚市豊原町 6-21
平塚土木事務所	管理課	0463-45-3150 0463-45-3297	2603 3723 3724	〒254-0054 平塚市中里 50-1
企業庁平塚水道営業所	管理課	0463-73-6122 0463-36-7252	2645	〒254-0054 平塚市中里 50-1
平塚警察署	警備課	0463-31-0110	—	平塚市西八幡 1-3-2

## 1-8 指定地方行政機関

令和8年1月

機 関 名	担 当 部 署	電 話	住 所	本市に係る支所等	
		防災行政通信網		機 関 名・住 所	電 話
関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	048-600-6000	埼玉県さいたま市 中央区新都心2-1		
関東財務局 横浜財務事務所	総務課	045-226-1726	横浜市中区 北仲通5-57		
関東信越厚生局	総務課	048-740-0711	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-1		
関東農政局	企画調整室	048-600-0464	埼玉県さいたま市 中央区新都心2-1		
	神奈川県拠点地方参 事官室	045-211-0584	横浜市中区 北仲通5-57		
関東森林管理局	企画調整課	027-210-1150	群馬県前橋市 岩神町4-16-25		
	東京神奈川森林 管理署 総務グループ	0463-32-2867	平塚市立野町38-2		
関東経済産業局	総務企画部 総務課	048-600-0211	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-1		
関東東北 産業保安監督部	管理課	048-600-0433	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-1		
関東運輸局	総務部 安全防災・ 危機管理課	045-211-7269	横浜市中区 北仲通5-57		
	神奈川運輸支局 総務企画担当	045-939-6800	横浜市都筑区 池辺町3540	湘南自動車検査登録事務所 平塚市東豊田369-10	54- 8909
関東地方整備局	防災室	048-600-1333	埼玉県さいたま市 中央区新都心2-1		
	京浜河川事務所 防災情報課	045-503-4018	横浜市鶴見区 鶴見中央2-18-1	相模出張所 平塚市中堂246-2	21- 3713
国土地理院関東地方 測量部	防災課	03-5213-2054	東京都千代田区九 段南1-1-15九段第2 合同庁舎9階		
東京航空局	東京空港事務所 空港安全部空 港危機管理課	03-5757-3020	東京都大田区 羽田空港3-3-1		
第三管区海上保安本部	警備救難部 環境防災課	045-211-0773 045-226-1686(直通) 2800	横浜市中区 北仲通5-57	湘南海上保安署 藤沢市江の島1-12-2	0466- 22- 4999
東京管区气象台	横浜地方气象台 防災管理官	045-621-1999 2806	横浜市中区 山手町99		
関東総合通信局	防災対策推進 室	03-6238- 1790, 1791	東京都千代田区 九段南1-2-1		

神 奈 川 労 働 局	総務部総務課	045-211-7350	横浜市中区 北仲通5-57	平塚労働基準監督署 平塚市浅間町10-22	43- 8615 43- 8616
関東地方環境事務所	総務課	048-600-0516	埼玉県さいたま市 中央区新都心11-2 明治安田生命さい たま新都心ビル18 階		
南 関 東 防 衛 局	企画部 地方調整課	045-211-7102	横浜市中区 北仲通5-57		

# 1-9 指定公共機関

令和8年1月現在

県内における指定公共機関				本市に係る支所等	
機関名	担当部署	電話	住所	機関名	電話
		防災行政通信網		住所	
東日本旅客鉄道(株)	横浜支社 鉄道事業部安全企画ユニット	045-320-2088 3966	横浜市西区 平沼1-40-26	平塚駅 平塚市宝町1-1	22-6677
東海旅客鉄道(株)	新幹線事業本部 企画部	03-5218-6230 3967	東京都千代田区 丸の内1-9-1丸の内中央ビル		
	静岡支社 総務課(昼) 輸送指令(夜)	054-284-2319 -	静岡県静岡市葵区黒金町4		
日本貨物鉄道(株)	関東支社 総務部	03-5793-9071 -	東京都品川区 東五反田1-11-15電波ビル5階		
N T T 東日本(株)	神奈川事業部 設備部災害対策室	045-212-8945 3963	横浜市中区 山下町198	神奈川西支店 藤沢市朝日町1-6N T T 藤沢ビル	0466-22-8961
(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ	神奈川支店 企画総務部	045-226-8009 -	横浜市西区 みなとみらい4-7-3		
日本郵便(株)	神奈川郵便局 総務部	045-565-5001 -	横浜市 神奈川区新浦島町2-1-10	平塚郵便局 平塚市追分1-33	31-1201
日本銀行横浜支店	総務課	045-661-8111 -	横浜市中区 日本大通20-1		
日本赤十字社	神奈川県支部 事業部救護課	045-681-2123 -	横浜市中区 山下町70-7		
日本放送協会	横浜放送局 経営管理企画センター	045-212-2822 3958	横浜市中区 山下町281		
中日本高速道路(株)	東京支社 保全・サービス事業部	03-5776-5655 3979	東京都港区 虎ノ門4-3-1		
東日本高速道路(株)	関東支社 管理事業部管理事業統括課	048-631-0185 3983	埼玉県さいたま市大宮区 桜木町1-11-20 大宮JPビルディング		
首都高速道路(株)	保全・交通部 防災交通管理室 防災対策課	03-3539-9528 3980	東京都千代田区 霞ヶ関1-4-1		
K D D I (株)	南関東総支社 管理部	045-211-1671 3965	横浜市西区 高島1-1-2横浜三井ビル25階		
日本通運(株)	横浜支店 業務	045-212-7318 3981	横浜市中区 尾上町5丁目78番地オーク関 内ビル	神奈川西支店 中井町境440	0465-80 -1722
東京電力パワーグリッド (株)	神奈川総支社業務総括グ ループ	045-201-6921 3950	横浜市中区 弁天通1-1	平塚支社 平塚市追分1-4	0120-995- 007
東京ガスネットワーク(株)	神奈川支社 横浜支店	045-253-5428 3951	横浜市中区羽衣町1-2-1	神奈川西支店 藤沢市片瀬92	0466-28- 3751
エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ(株)	プラットフォームサービス本 部事業推進部 危機管理室	0570-03-9909 -	東京都千代田区 大手町2-3-5大手町本館ビル		
(独)国立病院機構	総務課	03-5712-5050 -	東京都目黒区 東が丘2-5-21		
ソフトバンク株式会社	総務本部総務企画統括部 リスク対策部 リスク渉 外課	03-6889-6601 -	東京都港区海岸1-7-1		

1-10 指定地方公共機関(一部)

令和8年1月現在

県内における指定公共機関				本市に係る支所等	
機 関 名	室課名	電 話	住 所	機 関 名	電 話
		防災行政通信網		住 所	
神奈川中央交通(株)	運輸計画部 安全管理担当	0463-22-8890	平塚市 八重咲町6-18	神奈川中央交通西(株) 平塚営業所 平塚市田村4-5-4	55-7700
		—			
神奈川県医師会	地域医療課	045-241-7000	横浜市中区 富士見町3-1	平塚市医師会 平塚市東豊田448-3	52-0355
		3901			
神奈川県歯科医師会	総務課	045-681-2172	横浜市中区 住吉町6-68	平塚歯科医師会 平塚市東豊田448-3	26-8255
		3903			
神奈川県薬剤師会	事業課	045-761-3241	横浜市磯子区 西町14-11	平塚中郡薬剤師会 平塚市東豊田448-3	26-8500
		3904			
(株)アール・エフ・ラジオ日本	総務部	045-231-1531	横浜市中区 長者町5-85		
		3960			
		—			
(株)テレビ神奈川	報道部	045-651-1182	横浜市中区 太田町2-3MBC4F		
		—			
横浜エフエム放送(株)	ニュース室	045-223-2585	横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー10F		
		3959			
(株)神奈川新聞社	総務局総務部	045-227-0020	横浜市中区 太田町2-23		
		3962			
(一社)神奈川県トラック協会	総務部 災害対策室	045-471-5511	横浜市港北区 新横浜2-11-1	県央サービスセンター 厚木市長沼235 協同組合アツリュウ 内1階	046-281-7704
		3982			
(公社)神奈川県LPガス協会	保安課	045-201-1400	横浜市中区 北仲通3-33		
		3956			

### 1-11 防災関係機関等電話番号一覧表

令和8年1月現在

防 災 関 係 機 関 名 等	電 話 番 号	防災行政通信網
神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課	045-210-3430	3579
関東農政局神奈川県拠点	045-211-0584	
日本郵便(株)平塚郵便局	31-1201	
日本赤十字社神奈川県支部	045-681-2123	
湘南地域県政総合センター	22-2711	3711
平塚土木事務所	22-2711	3723
企業庁平塚水道営業所	22-2711	2645
平塚保健福祉事務所	32-0130	2631
平塚警察署	31-0110	
(一社) 平塚市医師会	52-0355	
(一社) 平塚歯科医師会	26-8255	
平塚商工会議所	22-2510	
東日本電信電話(株)神奈川事業部	045-212-8945	3963
東京電力パワーグリッド(株)平塚支社	0120-995-007	
東京ガスネットワーク(株) 神奈川西支店	0466-28-3751	
(一社) 神奈川県トラック協会	045-471-5511	3982
神奈川中央交通西(株)平塚営業所	55-7700	
東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅	22-6677	
湘南農業協同組合	93-8111	
平塚市漁業協同組合	21-0146	
(一社) 平塚建設業協会	31-0687	
平塚管工事業協同組合	21-6398	
湘南ケーブルネットワーク(株)	22-1213	
(株)湘南平塚コミュニティ放送	23-7111	
陸上自衛隊第4施設群第3科	046-253-7670	3802
陸上自衛隊第31普通科連隊第3科	046-856-1291	3804
第三管区海上保安本部	045-211-0773	2800
関東地方整備局京浜河川事務所防災情報課	045-503-4018	
京浜河川事務所相模出張所	21-3713	
(公社) 神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会	31-0947	
(公社) 神奈川県理学療法士会	045-326-3225	

## 1-12 県内市町村一覧表

令和8年2月

市町村名	室課名	電話番号 FAX番号	休日夜間 直通電話	防災行政 通信網	郵便番号・住所
横浜市	防災・危機管理統括本部 緊急対策課	045-671-2064 045-641-1677		2010 2011 3010	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
川崎市	危機管理本部	044-200-2840 044-200-3972		3022	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
相模原市	危機管理局 危機管理課	042-769-8208 042-769-8326		3030 3033	〒252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
横須賀市	市長室 危機管理課	046-822-8357 046-827-3151		2040 3040	〒238-8550 横須賀市小川町11
鎌倉市	市民防災部 総合防災課	0467-23-3000 0467-23-3373		2060 3060	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
藤沢市	防災部 防災対策課	0466-25-1111 0466-50-8401		2070 3070	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
小田原市	防災安全部 危機管理課	0465-33-1855 0465-33-1858		3080 3082	〒250-8555 小田原市荻窪300
茅ヶ崎市	くらし安心部 防災対策課	0467-81-7172 0467-82-1540		2090 3090	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗子市	経営企画部 防災安全課	046-873-1111 046-873-4520		2100 3100	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
三浦市	防災危機 対策室	046-882-1111 046-864-1166		2110 3110	〒238-1111 三浦市初声町下宮田5-11
秦野市	くらし安心部 防災課	0463-82-9621 0463-82-6793		3120 3122	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2
厚木市	企画部 危機管理課	046-225-2190 046-223-0173		3130 3132	〒243-8511 厚木市中町3-17-17
大和市	市長室 危機管理課	046-260-5777 046-261-4592		2140 3140	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1
伊勢原市	企画部 危機管理課	0463-94-4865 0463-95-7613		2150 3150	〒259-1188 伊勢原市田中348
海老名市	市長室 危機管理課	046-235-4790 046-231-2343		2160 3160	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1
座間市	くらし安全部 危機管理課	046-252-7395 046-252-7773		3170 3172	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1
南足柄市	防災部 防災安全課	0465-73-8055 0465-72-1328		3180 3182	〒250-0192 南足柄市関本440
綾瀬市	市長室 危機管理課	0467-70-5641 0467-70-5701		3190 3192	〒252-1192 綾瀬市早川550
葉山町	総務部 防災安全課	046-876-1111 046-876-1717		3200 3202	〒240-0192 葉山町堀内2135
寒川町	町民部 町民安全課	0467-74-1111 0467-74-2833		3210 3212	〒253-0196 寒川町宮山165
大磯町	政策総務部 危機管理課	0463-61-4100 0463-61-1991		3220 3222	〒255-8555 大磯町東小磯183
二宮町	政策総務部 防災安全課	0463-71-3319 0463-73-0134		3230 3232	〒259-0196 二宮町二宮961
中井町	地域防災課 生活安全班	0465-81-1110 0465-81-1443		3240 3242	〒259-0197 中井町比奈窪56
大井町	防災安全課	0465-85-5002 0465-82-9965		3250 3252	〒258-8501 大井町金子1995
松田町	総務課 安全防災担当室	0465-84-5540 0465-83-1229		3260	〒258-8585 松田町松田惣領2037
山北町	地域防災課	0465-75-3643 0465-75-3660		3270 3272	〒258-0195 山北町山北1301-4

市町村名	室課名	電話番号 FAX番号	休日夜間 直通電話	防災行政 通信網	郵便番号・住 所
開成町	地域防災課	0465-84-0326 0465-82-5234		3280	〒258-8502 開成町延沢773
箱根町	総務部 総務防災課	0460-85-9561 0460-85-7577		2291 3290	〒250-0398 箱根町湯本256
真鶴町	総務防災課	0465-68-1131 0465-68-5119		3300 3302	〒259-0202 真鶴町岩244-1
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111 0465-62-1991		3310 3312	〒259-0392 湯河原町中央2-2-1
愛川町	危機管理室	046-285-7003 046-285-4091		3320	〒243-0301 愛川町角田286-1
清川村	総務課	046-288-1212 046-288-1767		3330 3332	〒243-0195 清川村煤ヶ谷2216

1-13 指定行政機関

令和8年1月現在

機 関 名	室 課 名	電 話 ( 代 表 )	電 話 ( 直 通 )	住 所
		内 線 番 号	FAX番号	
内 閣 府	政策統括官(防災担当) 付参事官(防災計画担当)	03-5253-2111		〒100-8914
		51316, 51314	03-3581-7510	千代田区永田町1-6-1
警 察 庁	警備局警備運用部警備第三課	03-3581-0141		〒100-8974
		5761~6, 2070~1		千代田区霞が関2-1-2
防 衛 省	統合幕僚監部参事官付	03-3268-3111	03-5229-2136	〒162-880
		30950~30956	03-5269-3246	
	防衛政策局運用政策課	03-3268-3111	03-5225-3022	新宿区区市谷本村町5-1
		23142・23141	03-5229-2144	
金 融 庁	総合政策局総務課	03-3506-6000	03-3506-6615	〒100-8967
		2793	03-3506-6267	千代田区霞が関3-2-1
消 費 者 庁	総 務 課	03-3507-8800		〒100-8958
		2037	03-3507-9275	千代田区霞が関3-1-1
総 務 省	大臣官房総務課	03-5253-5111	03-5253-5090	〒100-8926
		5090	03-5253-5093	千代田区霞が関2-1-2
消 防 庁	防 災 課	03-5253-5111	03-5253-7525	〒100-8927 千代田区霞が関2-1-2
		43121	03-5253-7535	
	防 災 情 報 室	03-5253-5111	03-5253-7526	
		43541	03-5253-7536	
	応 急 対 策 室	03-5253-5111	03-5253-7527	
		43421	03-5253-7537	
	特 殊 災 害 室	03-5253-5111	03-5253-7528	
42721		03-5253-7538		
( 宿 直 室 )	03-5253-5111	03-5253-7777		
法 務 省	大臣官房秘書課広報室	03-3580-4111	03-3592-5396	〒100-8977
		2088		千代田区霞が関1-1-1
外 務 省	大臣官房総務課	03-5501-8000		〒100-8919
		5092	03-5501-8057	千代田区霞が関2-2-1
財 務 省	総合政策課政策推進室	03-3581-4111	03-3581-7934	〒100-8940
		5162		千代田区霞が関3-1-1
文 部 科 学 省	大臣官房文教施設企画防災部参事官(施設災害担当)	03-5253-4111	03-6734-2290	〒100-8959
		2290	03-6734-3689	千代田区霞が関3-2-2
文 化 庁	文化資源活用課	075-451-4111	075-451-9652	〒602-8959
		9652		京都市上京区下長者町通新町西入藪ノ内町85-4
厚 生 労 働 省	大臣官房厚生科学課 災害等危機管理対策室	03-5253-1111	03-3595-2172	〒100-8916
		2830		
	医政局地域医療計画課	03-5253-1111	03-3595-2185	千代田区霞が関1-2-2
農 林 水 産 省	大臣官房地方課 災害総合対策室	03-3502-8111	03-6744-2142	〒100-8950
		5133	03-6744-7158	千代田区霞が関1-2-1
経 済 産 業 省	大臣官房総務課	03-3501-1511	03-3501-1327	〒100-8901
		2117~2119		千代田区霞が関1-3-1
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁	長官官房総務課	03-3501-1511	03-3501-2669	〒100-8931
		4471~4476		千代田区霞が関1-3-1
中 小 企 業 庁	経営支援部小規模企業振興課 経営安定対策室	03-3501-1511	03-3501-0459	〒100-8912
		5251~5253		千代田区霞が関1-3-1
国 土 交 通 省	大臣官房参事官 (運輸安全防災)	03-5253-8111	03-5253-8309	〒100-8918
		25-628		
	水管理・国土保全局 防災課災害対策室	03-5253-8111	03-5253-8461	千代田区霞が関2-1-3
国 土 地 理 院	企画部防災課	029-864-1111	029-864-6275	〒305-0811
		3632	029-864-1658	茨城県つくば市北郷1
気 象 庁	総務部企画課防災企画室	03-6758-3900	03-3434-9074	〒105-8431
		2209		東京都港区虎ノ門3-6-9
海 上 保 安 庁	警備救難部環境防災課	03-3591-6361	03-3591-9819	〒100-8976
				千代田区霞が関2-1-3
環 境 省	大臣官房総務課危機管理・ 災害対策室	03-3581-3351	03-5512-5010	〒100-8975
		7073	03-3581-3360	千代田区霞が関1-2-2
原子力規制委員会	総 務 課	03-3581-3352	03-5114-2114	〒106-8450
		—	03-5114-2173	港区六本木1-9-9

# 1-14 自衛隊

令和8年1月現在

	機 関 名	室 課 名	電 話	住 所
			F A X 番 号	
陸 上 自 衛 隊	第3 1 普通科連隊	第 3 科	046-856-1291 (634) 046-856-1291 (614, 690)	〒238-0317 横須賀市御幸浜1-1
	東部方面総監部	防 衛 部 防 衛 課	048-460-1711 (2256, 2257) 048-460-1711 (2739)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
	第1 師団	師団司令部 第 3 部	03-3933-1161 (2753) 03-3933-1161 (2759)	〒179-0081 東京都練馬区北町4-1-1
	第1 2 旅団	旅団司令部 第 3 部	0279-54-2011 (2285, 2286) 0279-54-2011 (2239, 2233)	〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2
	第4 施設群	第 3 科	046-253-7670 (2235) 046-253-7670 (2666)	〒252-0326 相模原市南区新戸 2 9 5 8 番地
	第1 高射特科大隊	第 3 係	0550-87-1212 (431) 0550-87-1212 (411)	〒412-8585 静岡県御殿場市駒門5-1
	中央輸送隊	企 画 科	045-335-1151 (238) 045-335-1151 (536)	〒240-0062 横浜市保土ヶ谷区岡沢町273
	富士教導団	第 3 科	0550-75-2311 (2628) 0550-75-2311 (2618)	〒410-1432 静岡県駿東郡小山町須走481-27
	通信学校	企 画 室	046-841-3300 (204) 046-841-3300 (481)	〒239-0828 横須賀市久比里2-1-1
	高等工科大学	企 画 室	046-856-1291 (206) 046-856-1291 (259)	〒238-0392 横須賀市御幸浜2-1
	東部方面航空隊	第 3 科	042-524-9321 (231) 042-524-9321 (214)	〒190-8501 東京都立川市緑町5
	海 上 自 衛 隊	横須賀地方総監部	防 衛 部 第3 幕僚室	046-822-3500 (2543) 046-823-1009
第4 航空群		司 令 部 作 戦 室	0467-78-8611 (2245, 2246) 0467-78-8611 (2281)	〒252-1101 綾瀬市無番地
/	自衛隊神奈川地方協力本部	総務課	045-662-9426 045-662-9498	〒231-0023 横浜市中区山下町253-2
航 空 自 衛 隊	中部航空方面隊司令部	防 衛 部	04-2953-6131 (2233) -	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山2-3
	第1 高射群第2 高射隊	総括班 運 用	046-856-1291 (504, 540) FAX (518)	〒238-0317 横須賀市御幸浜3-1
	航空支援集団司令部	防 衛 部 運 用 課	042-362-2971 (2583) FAX 042-363-8759	〒183-0001 東京都府中市浅間町1-5-5
	航空総隊司令部	防衛部運用課 作 戦 室	042-553-6611 (4624) FAX (042-552-9995)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552